

仕 様 書

1. 件 名

平成 29～31 年度国立演芸場舞台音響設備定期保守点検業務

2. 履行場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）

国立演芸資料館演芸場（以下「国立演芸場」という。）

東京都千代田区隼町 4－1 国立劇場構内

国立劇場構外での作業が発生する場合は、振興会国立演芸場部演芸課担当職員（以下「担当職員」という。）と協議のうえ、当該設備及び機器の保守点検に可能な限り適合する工場又は試験場等を選定し作業を行うものとする。

3. 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4. 業務の内容

国立演芸場の舞台音響設備について以下の定期保守点検業務（以下「本業務」という。）を行う。詳細は別紙「平成 31 年度 国立演芸場舞台音響設備定期保守点検業務一覧」に基づき行うこと。

(1) 点検（動作測定）

(2) 整備（調整）

(3) 補修（点検、整備時に可能な修理）

(4) 日常運用に伴う設備上の技術管理と調整

(5) 試験成績及び作業内容図書の作成及び報告書の提出

5. 業務の範囲

本業務の実施方法及び内容、また本仕様書の中で規定される規格等の基準は、各設備及び各機器の納品時に提出された完成図書記載の試験成績書等を 基準とし、かつ担当職員の判定に基づくものとする。

6. 業務時間及び日程

(1) 業務時間は、原則として 9 時～22 時までの間とし、当該時間内で本業務を実施するものとする。

(2) 業務日程と内容については、受託者と担当職員が協議のうえ決定する。ただし、担当職員が特に要請した場合には、受託者は即時出向し、本業務を実施するものとする。

7. 従事者

受託者は、本業務の従事者を自己の責任において雇用し、従事者の名簿、職務履歴書を契約締結時及び変更の都度、担当職員に提出するものとする。

8. 報告書の提出

受託者は、本業務完了後、速やかに定期保守点検報告書を担当職員に提出すること。

9. 費用の負担

(1) 本業務実施に際し、仕様書に規定された保守に必要な人材、測定機材の提供及び技術の供与は受託者が行うものとする。その他必要な備品、消耗品等は別途その都度振興会が支給するものとする。

(2) 本業務実施に際し、動作不良や故障が発生するおそれがあるものについては、受託者は速やかに担当職員に報告し、修理を行うものとする。当該修理に係る費用は、受託者と振興会が協議し、本業務の範囲を超えるものについては振興会が負担するものとする。

10. 受託者に求められる要件

- (1) 受託者は、本業務を全うするために、本業務実施に係る各種製造業者等を統括し、かつ速やかに本業務が実施できるよう技術上の協約を行わなければならない。
- (2) 本業務実施に当たり、電気音響技術の職種別に専門の技術者を確保して いなければならない。
- (3) ヤマハ株社製デジタル音響調整卓の施工及び調整の実績と SENNHEISER 社製 9000 シリーズ等 A 帯ワイヤレスマイクロホン装置の保守点検業務の実績を有すること。又は、10. (1) の協約に基づき各種製造業者の技術支援を得て保守点検業務が実施できること。
- (4) 受託者は、本業務実施に当たり、従事者の十分な安全を確保すること。

11. 安全の確保

受託者は、雇用者として本業務従事者に対し、労働基準法、労働組合法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、社会保険諸法令及びその他関係法令に定められた事業主としての全責務を負い、振興会に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

12. 従事者の心得

受託者は、本業務従事者が業務内容を十分知悉し、かつ以下の各項目を理解したうえで本業務を実施するよう徹底すること。

- (1) 本業務実施にあたり、振興会の所有する施設、設備及び備品等を丁寧に扱い、それらの運用管理・保全に積極的に協力すること。
- (2) 本業務実施に当たり、振興会に許可を得た作業服等制服を着用すること。
- (3) 本業務従事者の喫煙は、振興会の指定する場所でのみで行うこと。
- (4) 本業務終了の際には、施錠及び火気の確認を徹底すること。
- (5) 本業務実施に当たり、業務場所等部屋の清掃及び整理整頓に努めるとともに、担当職員の許可なく第三者を入室させないこと。
- (6) 本業務実施に当たり、火災、盗難、事故等の予防に万全を期すこと。

13. 火災等の防止と非常時の対応

- (1) 受託者は、振興会の施設、付属設備及び備品等の危険防止及び防災に努めること。
- (2) 万一、火災等が発生した際には、本業務従事者は、直ちに担当職員に連絡するとともに、その指示に従って避難誘導や初期消火等に協力すること。その後は、速やかに避難すること。また事後は、担当職員による復旧作業等に協力すること。
- (3) 万一、地震その他の災害が発生した際には、本業務従事者は、直ちに担当職員に連絡するとともに、その指示に従って避難誘導等に協力すること。その後は、速やかに避難すること。また事後は、担当職員による復旧作業等に協力すること。

14. 損害賠償

- (1) 受託者は、自らの責に帰すべき事由により、次のような事故を起こした場合には賠償の責を負うものとする。
 - ① 振興会の所有する施設、設備及び備品等に損害を与えた場合
 - ② 公演等の実施を妨げ、速やかな復帰・継続が困難となった場合
 - ③ 出演者及び舞台関係者等を死傷させた場合
 - ④ その他、振興会の業務に支障を及ぼした場合
- (2) 振興会は、自らの責に帰すべき事由により、受託者の本業務の履行を妨げ、かつ受託者に損害を与えた場合に限り、契約金額の全部を限度として補償するものとする。

(3) 天変地災や不可抗力により本業務の履行が困難となった場合は、受託者がその責を負うものとする。

15. 代行の禁止

受託者は、書面による振興会の承諾なしに、本業務を第三者に代行又は受託させてはならない。

16. 守秘義務

受託者は、本契約履行中であると本契約終了後であるとを問わず、本業務の実施に際して知り得た振興会の秘密、情報等を外部に漏らしてはならない。

また、これを本業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

17. 契約の終了

(1) 契約が満了又は失効した際には、受託者は次の受託者が円滑に業務を引き継ぐことができるよう努めなければならない。

(2) 前項の事態が生じた場合、受託者は直ちに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、業務の引継ぎに要するものについてはこの限りではない。

18. その他

本仕様書に記載のない事項については、受託者、振興会双方の協議によって定めること。

平成 31 年度 国立演芸場舞台音響設備定期保守点検業務一覧

本業務における職種別専門部門及び点検内容の詳細は以下のとおり。

1. 音響調整卓及び増幅架等部門

(1) 点検回数及び作業期間

- ① 点検回数 年 2 回
- ② 作業期間

平成 31 年 8 月 21 日から 8 月 22 日又は 8 月 26 日から 8 月 30 日までの間、及び
平成 32 年 1 月 21 日から 1 月 30 日までの間で担当職員が指定する期間。

(2) 点検項目

- ① 調整卓（ヤマハ株社製 RIVAGE、TF1）

コントロール部

- ・フェーダー全数、スイッチ等外観、動作状態、特性測定。
- ・フェーダー全数、摺動面のクリーニング。
同 信号制御部
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 入出力部
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 周辺機器部
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 インサーション機器
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 モニタ一部
- ・スイッチ等外観、動作状態、特性測定。
- ・モニタースピーカーでの聴感点検。

- ② 可搬卓（ヤマハ株社製 LS9-16、ALLEN&HEATH 社製 MIXWIZARD WZ4 14:4:2）

コントロール部

- ・フェーダー全数、スイッチ等外観、動作状態、特性測定。
- ・フェーダー全数、摺動面のクリーニング。
同 信号制御部
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 入出力部
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 周辺機器部
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。
同 インサーション機器
- ・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。

- ③ 電力増幅架

パワーアンプ	CODA AUDIO 社製 LINUS10C	3 台
	CODA AUDIO 社製 LINUS10	1 台
	ヤマハ株社製 PC9501N	8 台
	ヤマハ株社製 PC2001N	3 台
データーロガーシステム	ヤマハ株社製 HYFAX DL3S	3 台

- ④ 録音・再生機器

MD レコーダー	TEAC 社製 MD-801Rmk2	6 台
CD レコーダー	TEAC 社製 CD-RW901SL	2 台
CD/カセットプレイヤー	TEAC 社製 CD-A750	1 台
		3 台

メモリーレコーダー	TEAC 社製 SS-CDR200	2 台
マルチトラックレコーダー	TEAC 社製 DA6400	1 台
デジタル再生機	ATec 社製 TRACKSHOT	1 式
・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態。		
⑤ スピーカー		
プロセニアムスピーカー	TOA 社製 ES-5071-95	2 台
カラムスピーカー	CODA AUDIO 製 TiRAY	8 台
フロントスピーカー	CODA AUDIO 製 CoRAY4i	2 台
・客席部での総合特性測定、聴感点検。		
⑥ アナウンス/ブザー設備		
調整卓	ヤマハ ^株 社製 EMX212s	1 台
録音・再生機	Roland 社製 AR-3000R	1 台
アナウンススピーカー		10 台
アナウンスリモートスイッチボックス	STUDIO EQUIPMENT 社製 (特型)	1 台
・各機器コネクターの接続状態、各機器外観、動作状態、聴感点検。		
⑦ エレベーターマイクロホン装置		
ポンプ部	不二音響 ^株 製 DHE-MP	1 台
昇降部	不二音響 ^株 製 DEE-S1	1 台
リモート操作部（舞台袖・音響調整室）	DHE-RM	2 台
・動力部、駆動部、操作部（マイクロホン高さ表示の精度）の点検。		
・回線の点検。		
⑧ 回線設備		
国立演芸場音響マイク回線		1 式
同 スピーカー回線		1 式
同 舞台音響制御系回線		1 式
・各コネクターの接続状態、外観の状態、動作状態、特性測定（導通、絶縁、インピーダンス等）、清掃。		
(3) 点検方法		
① 測定		
原則、測定機材を用いて測定すること。入力端子等信号入力部より信号を入力し、出力端子等信号出力部で測定し、利得、歪、電圧、電流及び周波数特性等を計測する。また雑音等異音の有無も確認すること。		
② 主要部品等の点検・確認		
各機器コネクターの接続状態、駆動部の雑音・振動等の有無、スイッチ類の動作状態、ランプ類の点灯・消灯及びリレー回路の動作状態等を確認すること。		
(4) テスト用音源（CD等）を用いて、スピーカーの聴感点検を行い、担当職員が判定すること。		

2. インターホン設備部門

- (1) 点検回数及び作業期間
- ① 点検回数 年2回
 - ② 作業期間
平成31年8月21日から8月22日又は8月26日から8月30日までの間、及び
平成32年1月21日から1月30日までの間で担当職員が指定する期間。

(2) 点検項目

- ① 有線インターホン設備

親機	Clear Com MS-400A	1 台
親機用リモートパネル	不二音響 ^株 製 改造	1 台
子機	Clear Com RM-120A	1 台
	Clear Com KB-222A	10 台

ヘッドセット	Clear Com RS-501 (可搬型)	2台
電話型ハンドセット	Clear Com CC-300	1台
演芸場インターфон回線	Clear Com HS-6	1台
(2) ワイヤレスインターфон設備		
親機	タムラ製作所製 YRW-1870	4台
親機用リモートスピーカー	ヤマハ株社製 MS-101-2	2台
子機	タムラ製作所製 YMT-1930	6台
子機用ヘッドセット	タムラ製作所製 HS-31D	6台
インターフェース	Clear Com AC-701	2台
充電器	タムラ製作所製 PCF-1920	4台
演芸場ワイヤレスインターфонアンテナ		
演芸場ワイヤレスインターфон回線		

(3) 点検方法

親機 - 親機間のレベル、感度、S/N 比及び親機 - 子機間のレベル、感度、S/N 比を規定の測定器により測定すること。測定値を規定値と突合し異常の有無を確認すること。

各機器コネクターの接続状態、アースの状態を確認すること。

3. ワイヤレスマイクロфон装置部門

(1) 点検回数及び作業期間

- ① 点検回数 年2回
- ② 作業期間

平成31年8月21日から8月22日又は8月26日から8月30日までの間、及び平成32年1月21日から1月30日までの間で担当職員が指定する期間。

(2) 点検項目

① チューナー (受信機)	SENNHEISER 社製 EM 9046 TRANTEC 社製 S-D7802	8台 4台
② マイクロфон (送信機)	SENNHEISER 社製 SKM 9000 SENNHEISER 社製 SK 9000 TRANTEC 社製 S-D7210-JB TRANTEC 社製 S-D7200-JB TRANTEC 社製 S-D7300-JB TRANTEC 社製 S-D7200S-JB	8台 8台 2台 6台 8台 4台
③ ヘッドセット	SENNHEISER 社製 HS2 SENNHEISER 社製 HSP4	6台 4台
④ ベースユニット	SONY 社製 K-1234	1台
⑤ 混合器	SONY 社製 K-1192	1台
⑥ アンテナ	SONY 社製 AN-57M	4台
⑦ アンテナ	SENNHEISER 社製 AD9000	2台
⑧ アンテナブースター	SONY 社製 WB-58M	4台
⑨ 舞台モニターユニット	SONY 社製 K-1244	1台
⑩ アンテナ分配器	TRANTEC 社製 WD-7800JB-J	1台
⑪ ミキサー室モニターユニット用端末 DELL 製 Latitude E6500		1台
⑫ 舞台モニターユニット用端末 Panasonic 製 CF-19FR1AAS		1台

(3) 点検方法

外観点検及び付属ケーブルを含むコネクターの点検。

各マイクロфон (送信機) を送信状態にして電界強度を測定すること。

さらに、周波数、出力、サイドバンド及び変調の度合いを規定の測定器で測定する

こと。

送信機の周波数特性、出力レベル及びスプリアス特性を規定の測定器で測定すること。

測定値と規定値を突合し、異常の有無を確認すること。

チューナー（受信機）の受信状態等動作確認を行うこと。

総合点検として、増幅器を経由しての聴感点検を行うこと。なお、判定は担当職員が行う。

4. データ整理

受託者は、定期保守点検を実施した後、上記1. から3. の部門ごとに定期保守点検の経過及び測定値等結果を記載した報告書を作成し、速やかに担当職員に提出すること。